

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 473

平成20年 6月23日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

税務会計

経営者が予想する景気の先行き 「横ばいが長引く」その根拠は

アメリカ・サブプライムローン焦げ付きで始まった景気の減速感。さらに円高ドル安、原油など資源価格上昇が追い打ちをかけ、5月の企業物価指数が27年ぶりに上昇。それでも企業経営への影響は09年3月期までは「好調」との楽観視が大勢を占めていた。しかし各種調査においてその予想は覆され、08年3月期決算(東証1部)の1,300社あまりの企業で早くも減益や当期損益が5割を超えた。

今年春の景気の現状について大方の企業は「横ばい」との見方を示していた。その先の予想は「踊り場」の局面が長引くと見ている。急激な円高、原油や穀物など原材料価格の高騰、対米輸出の落ち込みというトリプルパンチが与える経済への影響が、輸出関連企業を中心とする経営者に先行きの不透明感を与えている点は否めない。

この頃の「景気の踊り場」感は政府も正式に認めている。予想より1年も早く08年3月期決算を大幅に悪化させた。しかしまだ配当減額などに顕在化はしていない。

結果として「個人消費」、「株式市場」の2重の低迷もあり、企業物価指数の上昇が今後小売価格の高騰を招く可能性が高い、というのが大方の予想。大和総研の08年度業績見通し(金融除く東証1部主要300社)では「売上増利益減」。燃料費上昇の電力・ガス、円高打撃の自動車、原材料費高騰の金属、加工食品等で減速し、7年ぶりの経常減益とみている。

年間消費税48万円以上は中間申告 地方税分含まれない判定の年税額

消費税の申告・納付期限は、個人事業者の場合は課税期間の翌年の3月末日、法人の場合は課税期間の末日の翌日から2ヵ月以内とされている。6月決算法人であれば8月31日が納期限となる。

ただし、これは前課税期間の消費税の年税額が48万円以下の場合で、48万円を超えると年税額に応じて1~11回の中間申告が必要になる。注意が必要なのは、これを判定する年税額には地方消費税分が含まれていないことだ。

したがって、中間申告が必要のない前課税期間の消費税の年税額は、地方消費税も含めれば60万円以下ということになる。年税額が48万円を超え400万円以下の法人は年1回の中間申告が必要だが、地方消費税を含めて60万円以下の年税額の法人は年1回の申告・納付でよいことになる。一般的に消費税額というと、地方消費税も含めたところで考えがちであるため、勘違いしてしまうケースも少なくない。

つまり、地方消費税を含めたところで判定すれば、年税額が60万円を超え500万円以下の法人は年1回の中間申告が必要ということになる。その納付期限は、中間対象期間の末日の翌日から2ヵ月以内である。6月決算法人であれば2月末日となる。

中間納付税額は、計算の基となる年税額には地方消費税分が含まれていないので、「前課税期間の確定消費税の年税額の1/2」に「1.25」を乗じたものとなる。

今週のキーワード

景気の踊り場

景気の回復局面で、一時的に回復ペースが大きく失速したり横ばいになったりする状態のこと。横ばいの後に景気後退に向かうと踊り場ではなく「景気のヤマ」と認定される。08年2月、月例経済報告関係閣僚会議で「緩やかな回復基調」との見方は、3月には足踏み状態の「踊り場」状況へと下方修正した。02年2月から続く戦後最長の景気回復局面が「曲がり角」を迎えているとの認識を示した。02年以降の踊り場はイラク情勢悪化、IT関連在庫の一時的急増の2回ある。